

『広島広域都市圏地域貢献人材育成支援事業（高校版）』

Q & A

1 「補助の対象となる者」について

問 1－1 複数の高校等で共同して申請することは可能か。

⇒ 複数の高校等で共同して同一の活動に取り組んでいただくことは可能です。なお、補助金の交付は一つの高校等となるため、代表となる学校を決めていただき、申請してください。その場合、様式第2号の「4 連携する企業、団体等」欄に、共同して取り組む高校等の学校名、「5 参加生徒」欄に共同して取り組む高校等の参加生徒を記載してください。

2 「補助の対象となる事業」について

問 2－1 「広島広域都市圏を構成する市町や地域住民、企業、団体等と連携して地域課題の解決に取り組む教育活動」に該当するかが分からない。

⇒ 本事業は、「地域に愛着と誇りを持って地域課題の解決や産業・経済の更なる発展等に貢献する人材を育成する」ことを目的としています。そのため、生徒が単に地域へ出向き、活動に参加するだけではなく、生徒が主体的に課題解決に取り組む活動を想定しています。

問 2－2 広島広域都市圏外の市町の研究を含めた教育活動は補助の対象となるか。

⇒ 本事業は、高校等が広島広域都市圏を構成する市町において、当該市町や地域住民、企業、団体等と連携して地域の活性化や課題解決に取り組む教育活動を補助対象としています。このため、圏域内の市町の地域課題の解決等に主眼を置いた取組であることが明らかな場合のみ、圏域外の市町の研究も含めた教育活動であっても補助対象とします。なお、教育活動の実施上、必要不可欠であると事前に協議会会長を認めるものを除き、圏域外への旅費交通費は本事業の補助対象外となります。

3 「補助の対象となる経費」について

問 3－1 「製本に要する経費」には、本を販売する場合の印刷製本費を含んでよいか。

⇒ 印刷物を販売する場合の印刷製本費は補助対象外です。地域に配布するための冊子等の製本に要する経費を想定しています。

また、同様に、物販を行う場合の商品の仕入れに係る経費も補助対象外です。

問 3－2 学校として、ご協力いただく地域の方に初めての挨拶の時に手土産の購入を認めているが、補助の対象となるか。

⇒ 謝金に含めて補助の対象とすることは可能です。ただし、社会通念上適当と認められる手土産としてください。

問 3－3 生徒が自分のパソコンでデータを集めて解析する場合にUSBメモリを利用し、活動に参加する人数分のUSBメモリを購入したいが、補助の対象となるか。

⇒ 消耗品費に含めて補助の対象とすることは可能です。ただし、容量や性能につきましては、必要最小限としてください。

問 3－4 高校等から補填される経費が補助対象外とされているが、一部でも学校で補填した場合は、対象外となるのか。

⇒ 明確に経費を区分できる場合は、本事業での補助と高校等からの補填を使い分けることも可能です。

4 「補助金額」について

問 4－1 「1事業当たり」ということは、一人の教員が複数の事業の指導教員になることは可能か。

⇒ 可能です。ただし、類似する事業（活動内容）を異なる市町でそれぞれ実施する場合は、別々の事業とは認められません。

5 「補助対象期間」について

問 5－1 補助金交付決定日より前に活動を行ってもよいか。

⇒ 自主的に活動を行うことは構いません。ただし、補助金交付決定日より前に行った活動に対して、遡って補助金を活用することはできません。

6 「補助金の交付申請」について

問 6－1 提出書類は郵送が必要か。

⇒ Eメール (kouiki@city.hiroshima.lg.jp) による提出も可能です。Eメールで御提出いただいた場合は、2日以内（土日祝を除く。）に、受理した旨を返信させていただきます。

問 6－2 様式第1号の申請者、代表者（右上）は、何を記載すべきか。

⇒ 次のパターンを想定しています。

- | | |
|------------------|---------|
| 1 申請者：高校等の名称 | 代表者：校長 |
| 2 申請者：高校等を運営する法人 | 代表者：理事長 |

7 その他

問 7－1 協議会主催による成果報告会は実施されるか。

⇒ 会場の確保や日程の都合、採択された学校の意向等を踏まえて検討し、実施する場合は、採択された学校にお知らせさせていただきます。

なお、成果報告会以外にも、高校等や活動を行った地域において、活動成果を発表する機会をなるべく設けてください。